

青森市高齢者福祉・介護保険事業計画
(第 6 期計画) の施策の方向性について

施策1 高齢者の尊厳の保持

施策のねらい

一人暮らしや認知症高齢者の増加など、高齢者がその人らしく生活を続けることができなくなってきている状況を踏まえ、高齢者が尊厳をもって自分の望むような暮らしができるよう支援します。

施策の方向性

認知症施策の推進

- ・認知症の早期発見・早期治療により、高齢者がその人らしくあり続ける環境を整えます。
(想定される事業)
 - ・認知症ケアパスの普及
 - ・認知症サポーターの養成
 - ・認知症支援推進員の配置
 - ・認知症初期支援チームの設置 など

権利擁護の推進

- ・認知症や精神障がいなどにより、判断能力が乏しくなった高齢者の金銭管理や法律行為などを支援するため、成年後見制度の活用を進めます。
(想定される事業)
 - ・成年後見制度の普及
 - ・市民後見人の養成
 - ・法人後見の活動支援 など

虐待対策の強化

- ・高齢者虐待の早期発見・早期保護に努めるほか、養護者への支援などを通じて高齢者虐待の防止を図ります。
(想定される事業)
 - ・医療・介護事業所等との連携による早期発見
 - ・警察や包括支援センター、介護事業所等との連携による早期対応
 - ・被虐待高齢者の措置入所 など

見守り体制の強化

- ・これまでの社会福祉協議会や民生委員、地域包括支援センターなどによる見守りのほか、高齢者宅を訪問する民間事業所などの協力やITの活用などにより、見守り体制の強化を図ります。
(想定される事業)
 - ・地区社協や民生委員などによる訪問、見守り
 - ・見守り協力事業者の拡大
 - ・高齢者徘徊SOSネットワークでの早期支援 など

＜参考資料＞認知症施策の推進(1)

今後の認知症施策の方向性 ～ ケアの流れを変える ～

- 「認知症の人は、精神科病院や施設を利用せざるを得ない」という考え方を改め、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指す。
- この実現のため、新たな視点に立脚した施策の導入を積極的に進めることにより、これまでの「ケアの流れ」を変え、むしろ逆の流れとする標準的な認知症ケアパス(状態に応じた適切なサービス提供の流れ)を構築することを、基本目標とする。

「認知症施策推進5か年計画」(平成24年9月厚生労働省公表)の概要

【基本的な考え方】

《これまでのケア》

認知症の人が行動・心理症状等により「危機」が発生してからの「事後的な対応」が主眼。

《今後目指すべきケア》

「危機」の発生を防ぐ「早期・事前的な対応」に基本を置く。

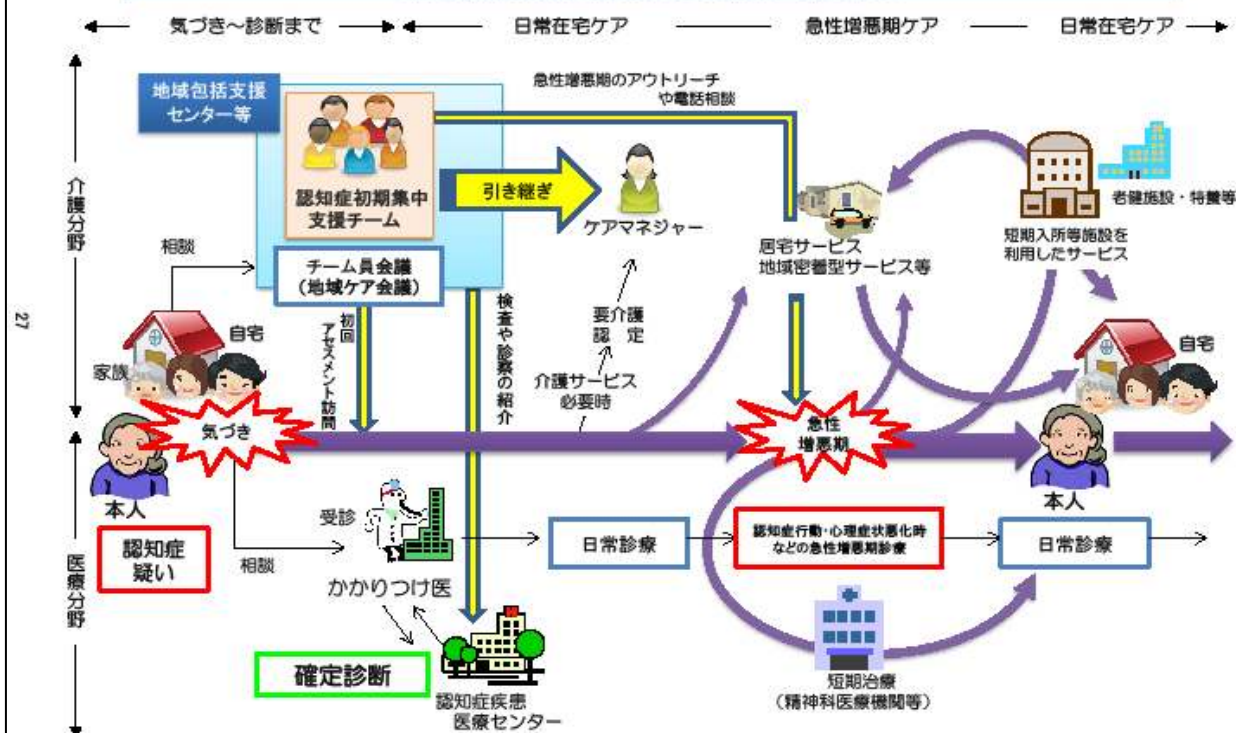
事項	5か年計画での目標
○標準的な認知症ケアパスの作成・普及 ※ 「認知症ケアパス」(状態に応じた適切なサービス提供の流れ)	平成27年度以降の介護保険事業計画に反映
○「認知症初期集中支援チーム」の設置 ※ 認知症の早期から家庭訪問を行い、認知症の人のアセスメントや、家族の支援などを行うチーム	平成26年度まで全国でモデル事業を実施 平成27年度以降の制度化を検討
○早期診断等を担う医療機関の数	平成24年度～29年度で約500カ所整備
○かかりつけ医認知症対応力向上研修の受講者数	平成29年度末 50,000人
○認知症サポート医養成研修の受講者数	平成29年度末 4,000人
○「地域ケア会議」の普及・定着	平成27年度以降 すべての市町村で実施
○認知症地域支援推進員の人数	平成29年度末 700人
○認知症サポーターの人数	平成29年度末 600万人

5

(H25.9.26「第1回認知症高齢者等にやさしい地域づくりに係る関係省庁連絡会議」資料)

標準的な認知症ケアパスの概念図

～ 住み慣れた地域で暮らし続けるために ～



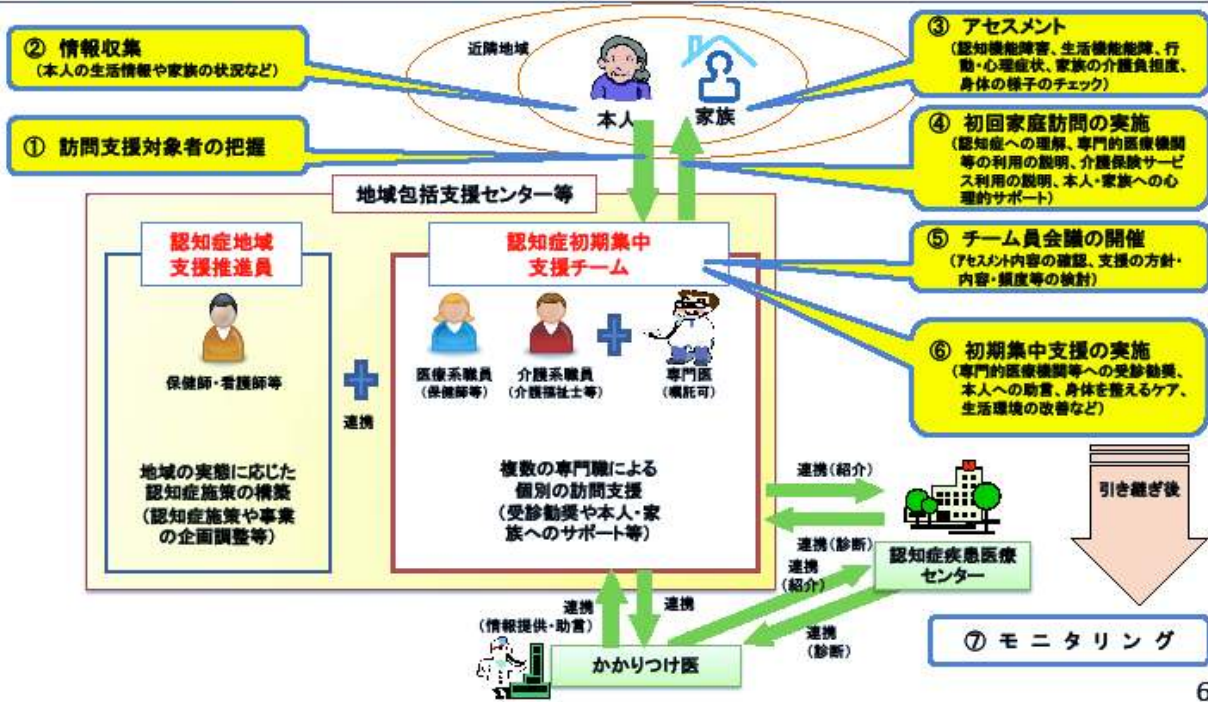
(H24.6.18厚生労働省認知症施策検討プロジェクトチーム資料)

<参考資料> 認知症施策の推進 (2)

認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員について

以下の体制を地域包括支援センター等に配置

- 認知症初期集中支援チーム**—複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。
- 認知症地域支援推進員**—認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や事業の企画調整等を行う。



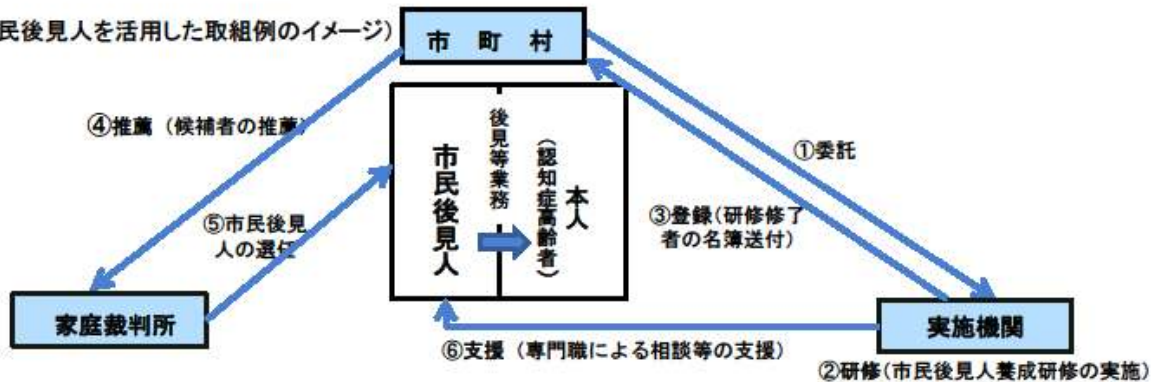
(H25.9.26「第1回認知症高齢者等にやさしい地域づくりに係る関係省庁連絡会議」資料)

市民後見人の育成及び活用

今後、親族等による成年後見の困難な者が増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市町村は、市民後見人を育成し、その活用を図ることなどによって権利擁護を推進することとする。

- ※1 「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上」の高齢者の推計 280万人（平成22年）→ 470万人（平成37年）
 ※2 成年後見関係事件の申立件数は年々増加傾向（平成24年 34,689件）
 そのうち首長申立の件数 1,876件（平成20年）→ 2,471件（平成21年）→ 3,108件（平成22年）
 → 3,680件（平成23年） → 4,543件（平成24年）

（市民後見人を活用した取組例のイメージ）



15

（H25.9.26「第1回認知症高齢者等にやさしい地域づくりに係る関係省庁連絡会議」資料）

<参考資料>虐待対策の強化

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の概要 (平成17年11月9日法律第124号)

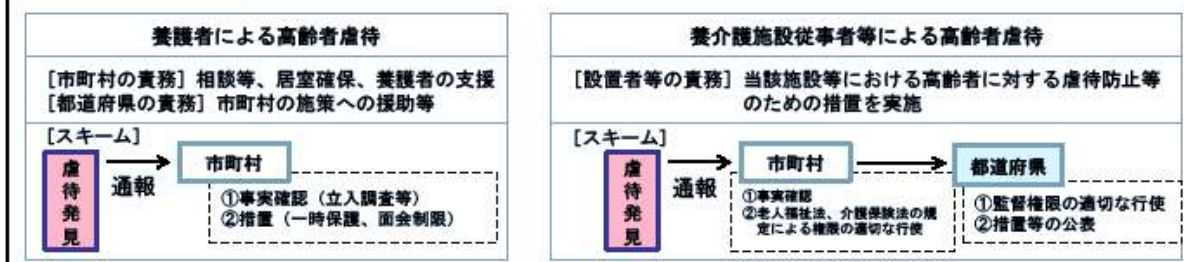
目的

高齢者虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳保持のため虐待防止を図ることが重要であることから、虐待防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援の措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止に係る施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。(H24.10～65歳未満の養介護施設入所等障害者を含む。)
- 「高齢者虐待」とは、①養護者による高齢者虐待、②養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
- 高齢者虐待の類型は、①身体的虐待、②養護を著しく怠る(ネグレクト)、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

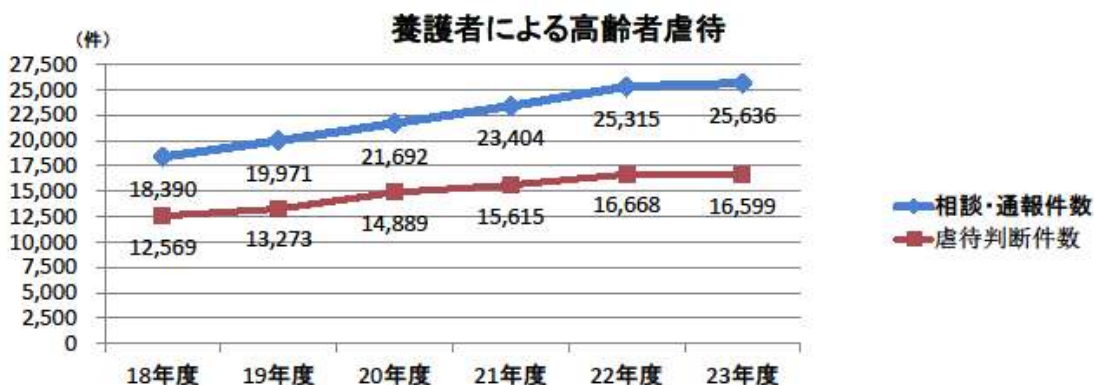
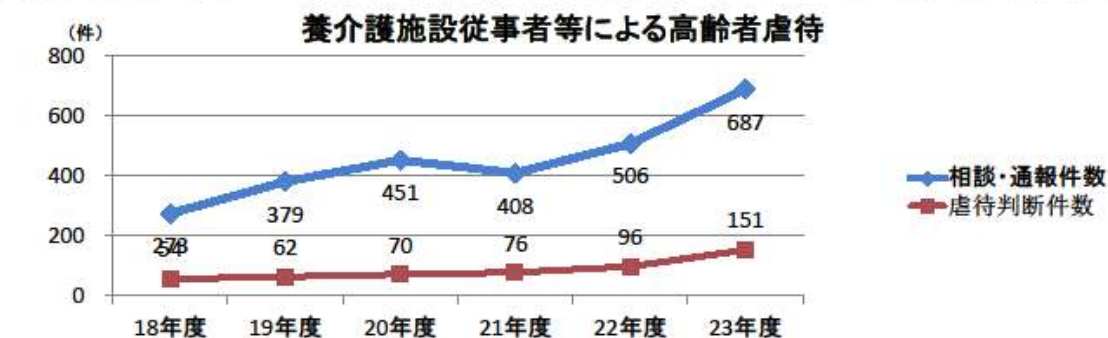


その他

- 成年後見制度の利用促進を規定
- 平成18年4月1日から施行

13

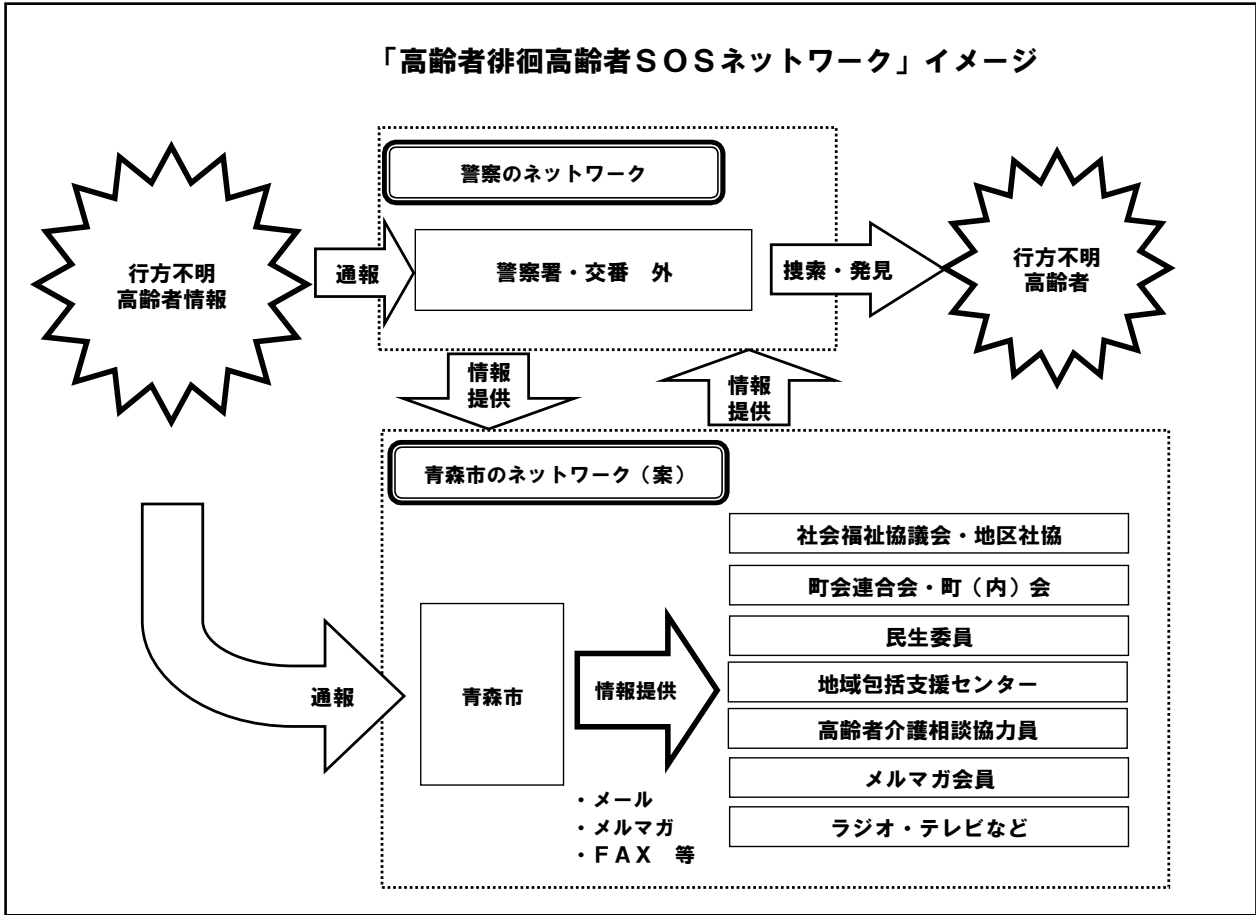
高齢者虐待の年度別相談・通報件数及び虐待判断件数



※平成22年度は、東日本大震災の影響により、調査の実施が困難であった5市町を含まない。(岩手県:大槌町 宮城県:石巻市、気仙沼市、女川町、南三陸町)

14

<参考資料>見守り体制の強化



施策2 在宅医療、生活支援の充実

施策のねらい

一人暮らしや認知症高齢者の増加、家族の介護負担の問題などを背景に、在宅での生活を維持できない高齢者が増加してきており、在宅での生活を希望する高齢者が可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

施策の方向性

在宅医療・介護連携の推進

・市医師会や介護事業者等との連携により、在宅においても、医療や介護のサービスが適切に受けられるよう、提供体制の構築を目指します。

(想定される事業)

- ・在宅医療・介護連携に向けた医療、介護の関係者による推進会議の設置
- ・在宅医療・介護関係者の相談窓口の設置
- ・地域の医療・介護サービス資源の実態調査と情報共有
- ・在宅医療・介護関係者の研修 など

生活支援サービスの充実

・単身世帯等の増加により、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中で生活支援へのニーズが増大していることから、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置等を通じて、地域資源の掘り起こしやネットワーク化、住民とのマッチングを行いながら、地域住民等のボランティアやNPO、民間企業等の多様な主体による多様な生活支援サービスの提供を図ります。

(想定される事業)

- ・多様な主体による多様な生活支援サービスを提供するための生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置及び協議体の設置
- ・新しい総合事業によるNPO等多様な主体による見守り、安否確認、外出支援等の実施
- ・経済的に困窮する高齢者に対する養護老人ホームへの入所措置 など

地域包括支援センターの機能強化

・高齢者の増加により相談業務等の業務量が増大するため人員の増強により体制強化を図るとともに、新たに「地域ケア会議の充実」や「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「生活支援サービスの体制整備」などへの対応が新たに求められることから、地域包括支援センター機能の強化を図ります。

(想定される事業)

- ・地域包括支援センターの人員増強
- ・基幹型包括支援センターの設置
- ・圏域の見直しを通じた高齢者人口の平準化
- ・介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的継続的ケアマネジメント事業の継続 など

<参考資料>在宅医療・介護の推進

在宅医療・介護連携推進事業について（イメージ）

○事業の概要

医療と介護の両方を必要とする状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、住民に身近な市町村が中心となって、国と都道府県の支援の下、地域の医師会等と連携しつつ在宅医療・介護連携の推進に取り組む

○事業の主な内容(案)

- ①地域の医療・福祉資源の把握及び活用
- ②在宅医療・介護連携に関する会議への参加又は関係者の出席の仲介
- ③在宅医療・介護連携に関する研修の実施
- ④24時間365日の在宅医療・介護提供体制の構築
- ⑤地域包括支援センター・介護支援専門員等への支援
- ⑥退院支援に資する医療・介護サービス提供施設間の連携体制を構築するための支援
- ⑦在宅医療・介護サービスに関する地域住民への普及啓発

可能な市町村は平成27年4月から取組を開始
すべての市町村で平成30年4月から取組を開始
複数市町村による共同実施も可能

① 地域の医療・福祉資源の把握及び活用

- ◆地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、地図又はリスト化
- ◆さらに連携に有用な項目(在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等)を調査した結果を、関係者間で共有、公表等



(熊本市)

④ 24時間365日の提供体制の構築

- ◆主治医・副主治医制のコーディネート等

【主治医・副主治医制】



⑥ 退院支援ルール策定の

- ◆病院・居宅介護支援事業所・地域包括支援センターなどの関係者が集まる会議を開催し、円滑な退院に資する情報共有のための様式・方法の統一等を検討し、合意形成を図る
- ◆地域連携クリティカルパスの作成等

② 多施設連携のための協議会

- ◆在宅医療・介護サービス提供施設の関係者が集まる会議を開催し、情報共有のための様式の統一、ケアマネタイム等を検討し、合意形成を図る等



③ 多職種連携のための研修

- ◆グループワーク等の多職種参加型研修
- ◆訪問診療同行研修
- ◆介護職種を対象とした医療教育に関する研修等

⑤ 地域包括支援センター・ケアマネ等への支援

- ◆地域包括支援センターやケアマネ等からの在宅医療・介護に係る総合的な問い合わせへの対応等

⑦ 地域住民への普及啓発

- ◆地域住民を対象にしたシンポジウムの開催
- ◆パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用し、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発等



(鶴岡地区医師会)

在宅医療・介護の連携の推進

○在宅医療・介護の連携推進についてはこれまでもモデル事業等を実施して一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化し、全国的に取り組む。

○具体的には、介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市町村が主体となり、地区医師会等と連携しつつ、取り組む。



【参考】医療計画の見直しについて(医療法)

- 地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針に即して、国が定める医療計画の基本方針と介護保険事業支援計画の基本指針を整合的なものとして策定。
- 医療計画と介護保険事業支援計画の計画期間が揃うよう、平成30年度以降、医療計画の計画期間を6年に改め、在宅医療など介護保険と関係する部分については、中間年(3年)で必要な見直しを行う。
- 地域医療ビジョンの中で市町村等ごとの将来の在宅医療の必要量を示すとともに、在宅医療を担う医療機関や訪問看護等の提供体制に係る目標や役割分担、在宅療養患者の病状の変化に応じた病床の確保のあり方等を医療計画に盛り込む。

<参考資料>生活支援サービスの充実

生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする程度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。



多様な主体による生活支援サービスの重層的な提供

○ 高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援

- ・ 介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の好取組を全国展開
- ・ 「生涯現役コーディネーター(仮称)」の配置や協議体の設置などに対する支援

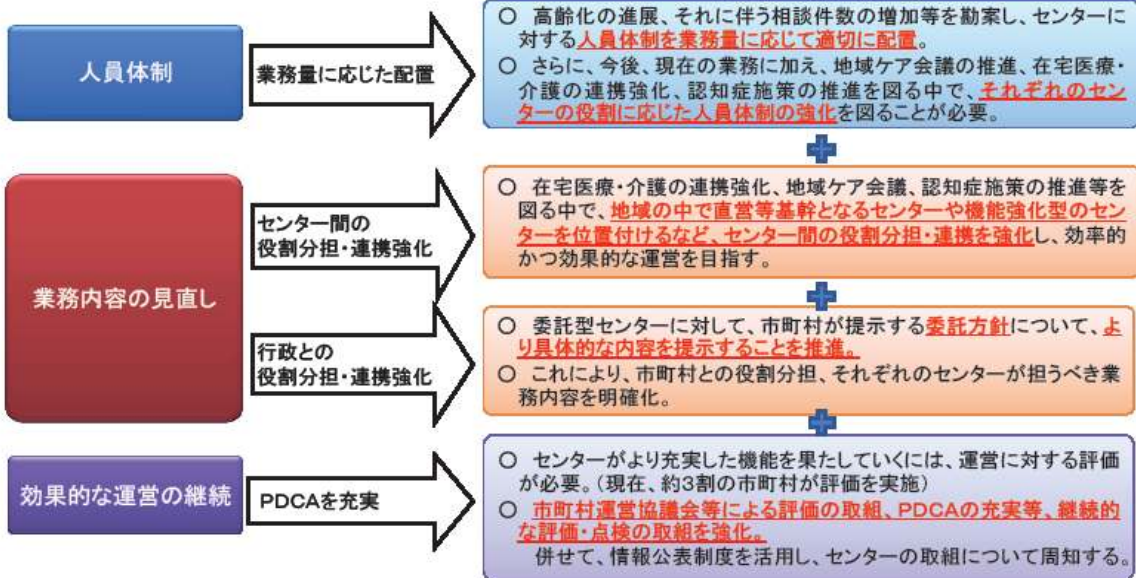


<参考資料> 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターの機能強化へ向けた方向性

地域包括支援センターは、行政直営型、委託型にかかわらず、行政(市町村)機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として期待されることから、現状の課題や今後求められる役割を勘案しながら、複合的に機能強化を図ることが重要。

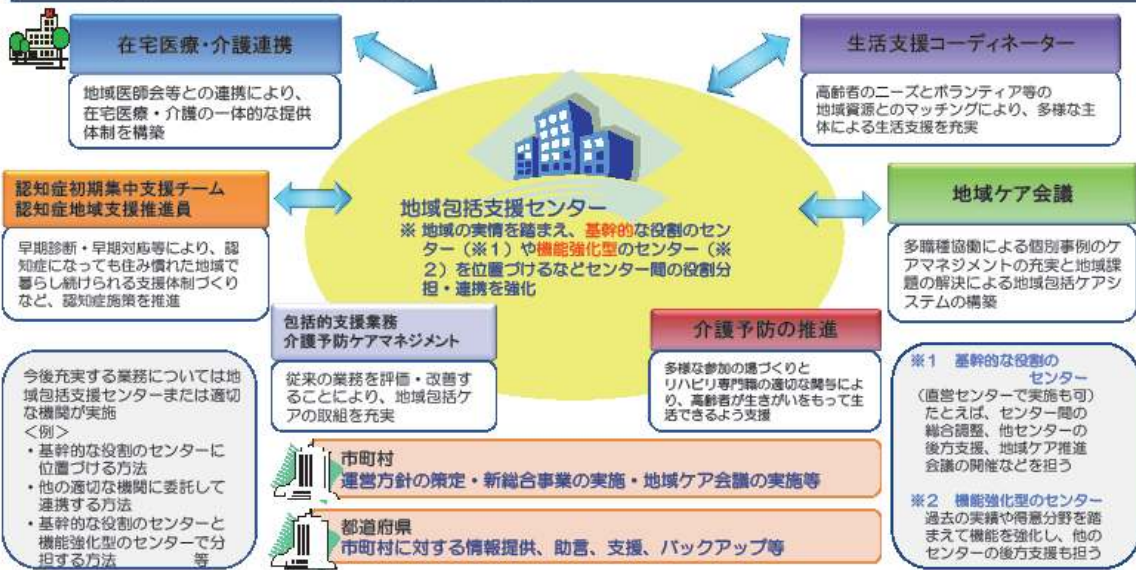
(方向性)



23

地域包括支援センターの機能強化

- 高齢化の進展、相談件数の増加等に伴う業務量の増加およびセンターごとの役割に応じた人員体制を強化する。
- 市町村は運営方針を明確にし、業務の委託に際しては具体的に示す。
- 直営等基幹的な役割を担うセンターや、機能強化型のセンターを位置づけるなど、センター間の役割分担・連携を強化し、効果的かつ効果的な運営を目指す。
- 地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。
- 地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行う。



24

施策3 介護サービスの充実

施策のねらい

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、持続可能な介護体制の構築と介護保険制度の安定的な運営を進めます。

施策の方向性

持続可能な介護体制の構築

利用者が満足できるサービスの提供ができるよう、介護従事者の資質向上を図るとともに、一人暮らしの高齢者などの増加を踏まえて、必要性が高まるボランティア、NPO、協同組合等の多様な主による多様なサービスの提供体制を構築します。また、地域包括ケアシステムの構築に向け、小規模多機能型居宅介護サービスなどの在宅支援への普及を図ります。

(想定される事業)

- ・介護従事者に対する研修の実施
- ・就労斡旋に関する情報提供
- ・生活支援や介護予防サービスの担い手に対する研修や人材育成
- ・訪問介護サービスの適正化と小規模多機能型居宅介護サービス等への転換 など

適正なサービス提供体制の確保

「高齢者の尊厳の保持」の観点に立ち、サービスの質の確保・向上が図られるよう、また、不正請求の防止と制度管理の適正化を図るため、事業者に対し適切かつ具体的な指導・助言を行うとともに、介護保険関連施設等に対する指導監査体制の強化を図ります。

(想定される事業)

- ・監査指導体制の強化
- ・全ての介護サービス事業者及び有料老人ホームに対する実地指導
- ・不正請求の防止と制度管理の適正化
- ・介護給付等費用適正化事業(要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知)の実施

介護保険料収納率の向上

保険料負担の公平性・公正性を図るとともに、訪問介護、通所介護の給付費の大幅な増加により初めて青森県介護保険財政安定化基金からの貸付を受ける予定となっており、介護保険制度の安定的運営のため、介護保険料収納率の向上に努めます。

(想定される事業)

- ・介護保険制度の周知
- ・納入方法を納入通知書による金融機関等での納付から口座振替への変更を促進
- ・介護保険料未納入者に対する督促・催告・電話連絡等
- ・収納体制の強化 など

施設・居住系サービスの整備

地域包括ケアシステムの構築に向け、施設サービスから在宅サービスへの転換を図るため、在宅サービスの強化を図ります。また、高齢化の進展により重度な要介護者の増加が見込まれることから、必要な施設・居住系サービスの整備を進めます。

(想定される事業)

- ・在宅サービスの充実のため、地域密着型サービスの整備促進
- ・在宅での中重度の入所待機者の解消に向けた施設整備
- ・サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームの設置届出の受理事務

介護給付費等費用適正化事業（主要5事業）

要介護認定の適正化

要介護認定の平準化のため、市職員による直接調査・委託した認介護保険制度の趣旨の普及を図るとともに、認定調査結果のチェック点検を行う。

ケアプランの点検

サービス利用者にとって真に必要で効果的なサービスであるかケアプランをチェックし、併せてケアマネジャーへの指導を行う。

住宅改修等の点検

国や県において介護適正化計画を策定しており、訪問調査などを通じて、真に必要な住宅改修等のサービスであるかどうかを点検する。

医療情報との突合・縦覧点検

国保連合会介護給付適正化システムを活用し、サービス提供事業者の保険給付について調査・確認する。

介護給付費通知書の発送

介護サービス利用者へ利用実績を通知する。これにより利用者の意識啓発及び事業者への牽制効果が期待される。

施策4 平均寿命・健康寿命の延伸

施策のねらい

高齢者の健康づくりに係る知識や意識の向上を図ること等により、平均寿命とともに健康寿命の延伸を図ります。

施策の方向性

健康づくりの強化

- ・高齢になっても心身の維持向上につながる健康づくりの取組を推進します。
(想定される事業)
 - ・生活習慣病の予防に関する正しい知識の普及
 - ・健康診査の受診率の向上と保健指導の充実
 - ・介護が必要となる危険性の高い状態であるロコモティブシンドロームを予防するための正しい知識の普及
 - ・高齢者の孤立や閉じこもり予防のための訪問相談やネットワークづくりの推進 など

介護予防の推進

- ・高齢者の主体的な介護予防の取組を促すとともに、「心身機能」、「活動」、「参加」へのバランスのとれたアプローチ等により、要介護状態となることの予防を図ります。
(想定される事業)
 - ・介護予防教室等による介護予防に関する正しい知識の普及
 - ・機能回復訓練に生きがいづくり等の要素を加えた多様な介護予防の場の提供
 - ・リハビリテーション等の専門職に地域住民や民間事業者等を加えた多様な主体による介護予防の取組 など

<参考資料>介護予防の推進

介護予防の推進

介護予防の理念

- 介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行うものである。
- 生活機能(※)の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すのではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援して、QOLの向上を目指すものである。

※「生活機能」…ICFでは、人が生きていくための機能全体を「生活機能」としてとらえ、①体の働きや精神の働きである「心身機能」、②ADL・家事・職業能力や屋外歩行といった生活行為全般である「活動」、③家庭や社会生活で役割を果たすことである「参加」の3つの要素から構成される

これまでの介護予防の問題点

- 介護予防の手法が、心身機能を改善することを目的とした機能回復訓練に偏りがちであった。
- 介護予防終了後の活動的な状態を維持するための多様な通いの場を創出することが必ずしも十分でなかった。
- 介護予防の利用者の多くは、機能回復を中心とした訓練の継続こそが有効だと理解し、また、介護予防の提供者も、「活動」や「参加」に焦点をあててこなかったのではないか。

これからの介護予防の考え方

- 機能回復訓練など的高齢者本人へのアプローチだけではなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割をもって生活できるような居場所と出番づくり等、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチが重要であり、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指す。
- 高齢者を生活支援サービスの担い手であると捉えることにより、支援を必要とする高齢者の多様な生活支援ニーズに応えるとともに、担い手にとっても地域の中で新たな社会的役割を有することにより、結果として介護予防にもつながるといふ相乗効果をもたらす。
- 住民自身が運営する体操の集いなどの活動を地域に展開し、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- このような介護予防を推進するためには、地域の実情をよく把握し、かつ、地域づくりの中心である市町村が主体的に取り組むことが不可欠である。

18

新しい介護予防事業

- 機能回復訓練など的高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなど的高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチができるように介護予防事業を見直す。
- 元気高齢者と二次予防事業対象者を分け隔てなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- リハ職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防を機能強化する。

現行の介護予防事業

- 一次予防事業**
 - ・介護予防普及啓発事業
 - ・地域介護予防活動支援事業
 - ・一次予防事業評価事業
- 二次予防事業**
 - ・二次予防事業対象者の把握事業
 - ・通所型介護予防事業
 - ・訪問型介護予防事業
 - ・二次予防事業評価事業

一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する観点から見直す

介護予防を機能強化する観点から新事業を追加

一般介護予防事業

- ・介護予防事業対象者の把握事業
 - ・地域の実情に応じて収集した情報等(例えば、民生委員等からの情報など)の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、地域介護予防活動支援事業等で重点的に対応(基本チェックリストを活用することも可能)
- ・介護予防普及啓発事業
- ・地域介護予防活動支援事業
 - ・要支援者等も参加できる住民運営の通いの場の充実
- ・介護予防事業評価事業
- ・(新)地域リハビリテーション活動支援事業
 - ・「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけるために、地域においてリハ職等を活かした自立支援に資する取組を推進

介護予防・生活支援サービス事業

- ・従来の二次予防事業対象者に実施していた通所型介護予防事業と訪問型介護予防事業は、基本チェックリストの活用により、引き続き、対象者を限定して実施

介護予防・日常生活支援総合事業

19

施策5 高齢者の生きがいと社会参加

施策のねらい

高齢者の社会活動への参加促進や就労機会の創出を通じて、高齢者が生きがいをもった生活を送ることができるよう支援します。

施策の方向性

社会活動への参加促進

・高齢者の外出手段の確保やボランティア活動への参加意欲を高めることなどにより、社会活動への参加を促進します。

(想定される事業)

- ・70歳以上高齢者への福祉乗車証の交付
- ・新しい総合事業での移動支援サービスの実施
- ・老人クラブ活動への支援と参加促進
- ・シニアボランティアポイント制度の創設 など

就労機会の創出

・シルバー人材センターの事業強化のほか、新しい総合事業の担い手として元気な高齢者を育成するなど、高齢者が就業できる環境を整えます。

(想定される事業)

- ・シルバー人材センターでの就労事業の強化
- ・新しい総合事業での訪問型サービスなどへの就労支援 など

ヨコハマいきいきポイント（横浜市介護支援ボランティアポイント事業）

【事業概要】

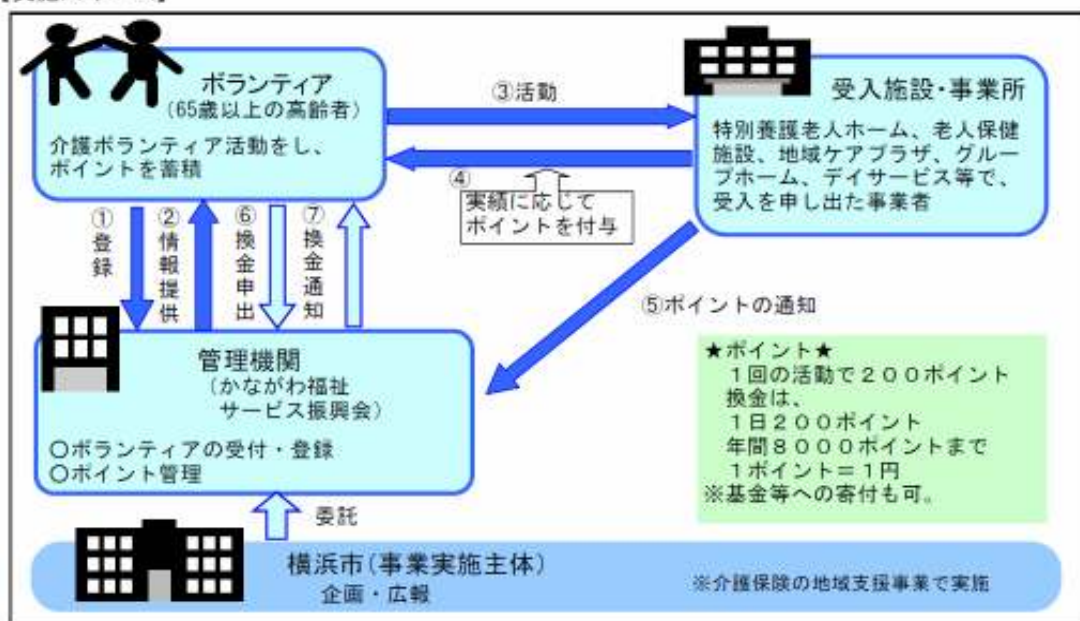
高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合に、「ポイント」が得られ、たまった「ポイント」に応じて換金・寄付できる仕組み。

【目的】

元気な高齢者が特別養護老人ホーム等でボランティア活動を行うことにより、本人の健康増進や介護予防、社会参加や地域貢献を通じた生きがいづくりを促進する。

受入施設と地域との交流の促進や在宅ボランティアの活性化により、高齢者の生活をより豊かにすることが期待できる。

【実施スキーム】



施策6 高齢者の安全で安心な暮らし

施策のねらい

高齢化の進展にあわせ、高齢者が関係する交通事故や消費トラブルなどが増加しており、高齢者がそうしたトラブルに巻き込まれないよう支援します。

また、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など、高齢者に適した住まいが確保できるよう支援します。

施策の方向性

交通安全活動の推進

- ・高齢者への交通安全の意識啓発や地域や事業者などの交通安全活動を促進し、高齢者が当事者となる交通事故の抑制に努めます。

(想定される事業)

- ・高齢者向けの交通安全教室の開催
- ・高齢者への反射材の配布
- ・信号機やカーブミラーなどの交通安全施設の整備
- ・交通災害共済の加入促進 など

消費生活相談の充実

- ・高齢者の消費生活相談や高齢者をターゲットとした振り込め詐欺などの情報提供などを通じて、高齢者の消費被害の防止と支援に努めます。

(想定される事業)

- ・消費生活相談を通じた高齢者の消費トラブル解決の支援
- ・高齢者団体などへの振り込め詐欺などの情報提供 など

災害時支援の充実

- ・在宅での支援が必要な高齢者や障がい者などを対象に、災害時の情報伝達、避難誘導や安否確認、冬期の雪処理支援などを通じて、災害時等における支援の充実に努めます。

(想定される事業)

- ・避難行動要援護者名簿やマップの作成、避難支援等関係者との情報共有
- ・災害時の福祉避難所の開設・運営
- ・高齢者世帯等への間口除雪支援、屋根の雪下ろし費用の一部助成 など

住まいの充実

- ・有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に関する情報提供や相談、市営住宅の更新時でのバリアフリー化など、高齢者に適した住まいの確保を図ります。

(想定される事業)

- ・有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの整備状況の情報提供
- ・有料老人ホームなどでの入居トラブル相談
- ・市営住宅更新時でのバリアフリー化
- ・住み替え相談 など

「有料老人ホーム」と「サービス付き高齢者向け住宅」

